

令和2年4月1日

各県弁護士会 御中

各県行政書士会 御中

名古屋出入国在留管理局長 佐野 豪俊

新型コロナウイルス感染症拡大防止としての当局審査窓口混雑緩和に係る協力について（依頼）

当局審査総合窓口は、新年度の始まりで、申請が最も混雑する時期を迎える中、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防することを最重要課題に挙げています。つきましては、当局審査総合窓口に対する申請等においては特段の事情を有しない申請者について、不要不急の申請を控えることを案内しております。つきましては、御協力をお願い申し上げます。

一方、弁護士の皆様及び行政書士の皆様による取次申請は、これまでも当局審査総合窓口の混雑緩和の一翼を担っていただいております。新型コロナウイルス感染症拡大防止の意味からも、貴会員が在留審査申請におけるオンライン申請や予約申請を一層、積極的に活用していただくようお願い申し上げます。

なお、既に報道発表にあるとおり、本年3月期及び4月期に在留期間満了日等が到来する中長期在留外国人に対しては、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等を1か月間猶予する取扱いを実施しており、申請を猶予する申請者に対しては個別に相談に応じることとしております。つきましては、同取扱いも御活用のほどお願い申し上げます。